

令和5年4月14日

保護者 各位

千葉市立越智学校
校長 塩田 直美

ギガタブの家庭での活用促進と持ち帰りの対応について

陽春の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市では令和3年4月より教育活動への1人1台タブレットPC（以下「ギガタブ」といふ。）の使用が開始され、学習意欲の向上と理解の深化への有効な文房具の一つとすべく取組を進めています。

今後は学校における学習にとどまらず、家庭学習においてもギガタブを積極的に活用していきます。

つきましては、お子さんがギガタブを自宅に持ち帰った際には、別添の使い方（越智中学校ギガタブの使い方ルール）の約束を守り、保護者の管理の下、適切に活用してください。

なお、持ち帰りについては下記のとおり留意事項がありますので、ご確認をお願いします。

記

1 ギガタブの持ち帰りについて

(1) 持ち帰りの目的

家庭学習を推進する一つのツールとしてギガタブを積極的に活用し、児童生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度等にあった学習（「個別最適な学び」）の実現を目指します。詳しくは、別紙「家庭学習の推進について ギガタブを活用したこれからの家庭学習（家庭用）をご覧ください。

(2) 持ち帰り可能期間

令和5年4月17日（月）～令和6年3月22日（金）

(3) 持ち帰りの回数

ギガタブの宿題がある場合に持ち帰りを想定

(4) 活用例

- | | | |
|----------|------------|------------------------|
| ・調べ学習 | ・ドリルパークの活用 | ・インターネット上の学習動画コンテンツの視聴 |
| ・復習や予習 | ・学校の課題の続き | ・動植物の観察 |
| ・オンライン授業 | | ・日記や作文 |
| | | ・課題の提出 |

2 留意点

(1) ご家庭のネットワーク（Wi-Fi）に接続して使用してください（通信料が発生する可能性があります）。

※公民館、図書館等の公共施設でも使用することができる場所もあります（Wi-Fiの接続の仕方に使用時の注意については各施設の指示に従ってください）。

(2) ギガタブと共にACアダプタを持ち帰り、充電残量が不足しないよう家庭で充電をお願いします。持ち帰った場合は、家庭での充電を基本とします。

(3) 学校では日常的にギガタブを使用しますので、持ち帰ったギガタブは学校に持参させてください。

3 その他

(1) 本体重量は約1.3kgあり、持ち帰り日には、その他の持ち物を減らすように配慮いたします。

(2) 持ち帰るときはランドセルまたはかばん等に入れて持ち帰ります。また、学校に持参する際にも同様にお願いします。通学・帰宅途中で取り出さない約束です。

(3) 持ち帰りの手順については裏面を確認ください。

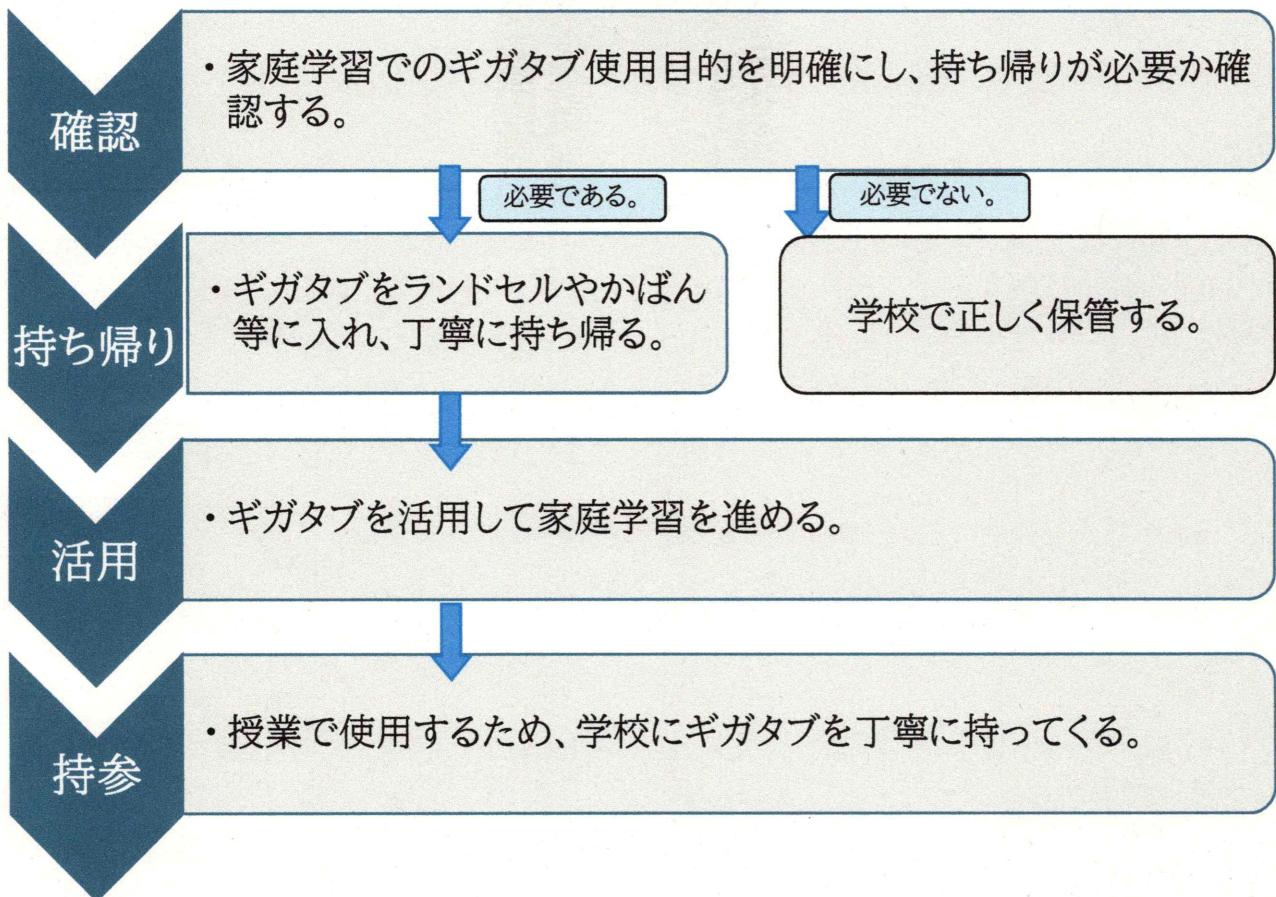
(4) ご不明な点は学校までお問い合わせください。

（問合せ先）

千葉市立越智中学校

電話 043(294)0505

【ギガタブ持ち帰り手順】



【保護者の皆様へのお願い】

- ◆ 学習以外の使用や、生活リズムを崩すような使用はやめてください。
- ◆ 他人への転貸（また貸し）をしないでください。
- ◆ 千葉市では、セキュリティ対策及び児童生徒の保護の観点から、ギガタブの学習履歴、操作履歴及びWebアクセス履歴等を記録し、一定期間保持しています。利用状況の分析及び不適正利用防止等の目的で、取得した履歴は調査・確認する場合があります。当目的以外の目的で履歴を利用することはありません。また、法令で定められた場合を除き、第三者に履歴を提供することはありません。
- ◆ ギガタブには、不適切なサイトへのアクセスを制限しているフィルタリングを設定しています。
- ◆ 学校外での利用における、インターネット接続に係る通信料金、充電に係る電気代については、ご家庭のご負担となりますので御理解、御協力をお願いします。また、不定期に自動アップデートが行われることがあり、その際にはデータ通信量が通常より増加する場合があります。
- ◆ ギガタブの利用にあたっては、精密機器につき、丁寧・適正な取扱いをお願いするとともに、ギガタブの使い方ルールの遵守をお願いします。
- ◆ 貸出機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上で、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることができます。故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。また、故意または重大な過失によりギガタブが正常に使用できる状態で返却されなかつた場合や紛失した場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。なお、盗難等の被害にあった場合には、ご家庭より警察に届け出て、その証明を受けていただくことが必要です。